

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月2日

大津市長 佐藤 健 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 製造品名 消防ポンプ自動車CD-I型
 - (2) 納入場所 大津市消防局警防課
 - (3) 納入期限 令和8年3月31日
 - (4) 製造概要
 - ア 寸法 全長 5.5m以下
全幅 1.85m以下
全高 2.4m以下
 - イ 車両総重量 3.5t未満
 - ウ 数量 2台
- ※ 詳細については、仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和7年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときと認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したときと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請の方法、提出先及び受付期限

(1) 申請方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 申請の提出先

ア 持参による申請の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）（電話077-528-2953）

イ 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 申請の受付期限

ア 持参による申請の場合 令和7年5月21日（水）午後5時

イ 郵送による申請の場合 令和7年5月21日（水）

4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）
（電話077-528-2953）

5 競争入札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 入札書の提出先

ア 持参による提出の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）（電話077-528-2953）

イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 入札書の到達期限

ア 持参による提出の場合 令和7年5月28日（水）午後5時

イ 郵送による提出の場合 令和7年5月28日（水）

(4) 入札（開札）日時 令和7年5月29日（木）午前11時30分

(5) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階 入札室

6 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

7 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (3) 持参により入札書を提出する場合にあっては、第5項第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札
- (4) 郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のアからウまでのいずれかに該当する入札
 - ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - イ 第5項第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
 - ウ 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しが行なわれなかった入札
- (5) 入札書が同封されていない入札
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (7) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (8) 入札書に製造品名の記載のない入札又は入札書に記載された製造品名に誤りのある入札
- (9) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (10) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり

入札説明書

本市が発注する「消防ポンプ自動車CD-I型」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 製造品名 消防ポンプ自動車CD-I型
- (2) 納入場所 大津市消防局警防課
- (3) 納入期限 令和8年3月31日
- (4) 製造概要

ア 寸法 全長 5.5m以下
全幅 1.85m以下
全高 2.4m以下

イ 車両総重量 3.5t未満

ウ 数量 2台

※ 詳細については、仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和7年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲

げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請方法

(1) 入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書(様式1)

イ 資本関係報告書(様式2)

ウ 業務実績報告書(様式3)

- (2) 前号に掲げる書類の様式は天津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和7年度天津市物品供給等入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、様式1及び様式2の申請者は受任者でもって記名すること。
- (3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の提出先及び受付期限は、次のとおりとする。
- ア 申請方法 持参又は郵送により申請すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。
- イ 申請の提出先 (ア) 持参による申請の場合 天津市御陵町3番1号 天津市総務部契約検査課(市役所本館5階) (電話077-528-2953)
(イ) 郵送による申請の場合 〒520-0037 天津市御陵町3番1号 天津市役所内郵便局留 天津市総務部契約検査課宛て
- ウ 申請の受付期限 (ア) 持参による申請の場合 令和7年5月21日(水)午後5時
(イ) 郵送による申請の場合 令和7年5月21日(水)
- (5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和7年5月23日(金)以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約条項を示す書類については天津市総務部契約検査課において閲覧することができる。閲覧期間は、令和7年5月2日(金)から同年5月21日(水)まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

6 入札条件

- (1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。
- (2) 入札書の提出先 ア 持参による提出の場合 天津市御陵町3番1号 天津市総務部契約検査課(市役所本館5階) (電話077-528-2953)
イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 天津市御陵町3番1号 天津市役所内郵便局留 天津市総務部契約検査課宛て
- (3) 入札書の到達期限 ア 持参による提出の場合 令和7年5月28日(水)午後5時
イ 郵送による提出の場合 令和7年5月28日(水)
- (4) 入札(開札)日時 令和7年5月29日(木)午前11時30分

- (5) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階入札室
- (6) 入札保証金 大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。
- (7) 予定価格 公表しない
- (8) 最低制限価格 設定しない
- (9) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (10) 入札回数 3回までとする。
- (11) 支払条件 一括払とし、全ての納入物品検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。
- (12) 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。
開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

(13) 入札に関する注意事項

ア 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明会

実施しない。

ウ 質問について

疑義等がある場合には令和7年5月21日（水）までに質問書（様式4）を、大津市総務部契約検査課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、契約検査課へ電話連絡すること。

質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス otsu1219@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2953

質問回答日時 令和7年5月23日（金）午後2時 本市ホームページに掲載

※回答は当該入札参加審査の結果「参加資格有り」の業者からの質問のみに限る。

エ 入札の無効

次の（ア）から（サ）までのいずれかに該当する場合は、無効とする。

（ア）契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札

（イ）鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

（ウ）持参により入札書を提出する場合にあっては、第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札

（エ）郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のaからcまでのいずれかに該当する入札

a 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

b 第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札

c 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入

札

- (オ) 入札書が同封されていない入札
- (カ) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (キ) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (ク) 入札書に製造品名の記載のない入札又は入札書に記載された製造品名に誤りのある入札
- (ケ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (コ) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

オ 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

カ その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市総務部契約検査課調達係 電話 077-528-2953

大津市消防団
消防ポンプ自動車CD-I型
(車両総重量3.5t未満対応)

仕 様 書

令和7年度
大津市消防局

第1 総則

1 適用

この仕様書は、大津市消防局（以下「当局」という。）が令和7年度に発注する大津市消防団消防ポンプ自動車CD-I型（以下「ポンプ車」という。）の規格、艀装、附属品・取付品等の仕様について必要な事項を定め、製作に関する一切に適用する。

2 概要

- (1) ポンプ車は、本仕様書、承認図（契約後受注者にて作成のこと。）の他、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令、その他の関係法令・通達に従い製作すること。
- (2) 消防車両の安全基準検討会が定める「消防用車両の安全基準について」に従い品質確保、環境対策の配慮からISO9001、ISO14001認証取得による品質管理システムに基づき製作されていること。
- (3) 完成された車両は、道路交通法、道路運送車両法および道路運送車両法の保安基準等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (4) 当該仕様書の内容を了承し、不明な点は当局に問い合わせ、十分熟知の上契約すること。
- (5) 受注者は、入札後、直ちに当局と打ち合わせの日程調整を行うこと。
- (6) 製作にあたっては、使用目的を十分達成するため誠意をもって行い、仕様書の内容に疑義が生じた場合、その都度速やかに当局と協議すること。
なお、契約後の本仕様書記載事項の解釈は、すべて当局の解釈とする。
- (7) 製作に伴い、諸般の理由で仕様に微細な変更を必要とするときは、事前に当局と協議し、承認又は指示を受けるとともに、附属品、取付品および取付装置は本仕様書記載のもの又はそれ以上の性能、機能を有する最新式のものに変更すること。
- (8) 納入後、運用開始までに、受注者が車両、装備品の取扱説明を実施すること。
- (9) 納入後、設計不良および材質不良に起因する不備箇所が発生した場合は、無償にて修理・交換を行うこと。なお、保証期間は納入後最低1年又はメーカー等で定める期間とすること。
- (10) 登録に関する経費は、すべて受注者が負担すること。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料および車両リサイクル料は立替払いとし、納車後に領収書を添付した請求書を提出すること。

3 提出書類

- (1) 契約後直ちに契約価格内訳明細書を提出すること。
- (2) 契約後、早期に製作に関する協議を行い、その結果及び仕様書に基づき次の図書（承認図）を2部提出し当局の承認を受けるものとする。
 - ① 製作工程表
 - ② 制作承認図（外観5面図、ボックス内配置図）
 - ③ 電気配線図
 - ④ その他当局が指示するもの。
- (3) 受注者は完成車の納入時に次の書類をまとめた完成図書を2部提出すること。
 - ① 車両取扱い説明書（1部）
 - ② ポンプ取扱い説明書
 - ③ 資機材取扱い説明書
 - ④ サービスマニュアル

- ⑤ パーツリスト
- ⑥ 受託試験合格証及び安全基準適合プレート（写し）
- ⑦ ポンプ性能試験成績表
- ⑧ 写真（製作工程、試験実施工程）
- ⑨ 車両重量計量証明書
- ⑩ 車両安定傾斜角度測定表
- ⑪ その他当局が指示するもの。

4 検査

(1) 艀装中間検査

艀装工事の進捗状況について、受注者が適当であると判断した時期（指摘、修正箇所があった場合に改修できる時期であること。）に施工場所において当局の検査を受けること。なお、検査予定日については事前に協議し、検査依頼書を提出すること。

(2) 完成検査

納車検収時に完成検査を実施する。なお、検査による不備事項については補修、調整の後、再検査を受けること。

(3) その他

上記検査の他、必要に応じて検査を実施することがある。

5 納入台数

2台

6 納期

(1) 納 期：令和8年3月31日（火）

(2) 納入場所：大津市御陵町3番1号 大津市消防局警防課

第2 規格及び仕様

本ポンプ車は、下記のシャシに1段ポリユートポンプを装備し、河川、消火栓等の水利より強力な放水をなし、火災現場の状況に応じて放水を行うことが出来るものとする。

また、普通免許で運転できるよう車両総重量は3.5t未満とする。

1 シャシ

- (1) シャシ：4ドアダブルキャブオーバー型
- (2) ホイルベース：2,500mm～2,600mm以内
- (3) トランスミッション：オートマチック
- (4) 駆動方式：二輪駆動
- (5) 乗員人員：6名（前部3名、後部3名）
- (6) PTO：水ポンプ用PTO
- (7) バッテリー：80D26L
- (8) オルタネータ：12V-80A以上
- (9) 安全装置：エアバッグ（運転席・助手席）、衝突被害軽減ブレーキ
- (10) タイヤ：スタッドレスタイヤ装着（スペアタイヤ前後各1本含む）
- (11) ヘッドライト：LED
- (12) フォグランプ：LED
- (13) バックミラー：モニター式

- (14) ドアミラー：運転席手動2面鏡・助手席電動格納式2面鏡ミラー
- (15) バッテリー管理器：丸形・マグネット式コード10m
- (16) エアコン：シャシ標準品
- (17) オーディオ：AM/FMラジオ付きCDデッキ
- (18) ドライブレコーダー：日本製、SDHCカード32GB以上付属、前方向・200万画素・HDR・GPS搭載
- (19) パワーウィンドウ：前後左右
- (20) ドアロック：集中ドアロック式
- (21) シート表皮：ビニールレザー
- (22) サイドバイザー：各ドア
- (23) サンバイザー：運転席・助手席
- (24) 泥除けゴム：全輪
- (25) フロアマット：1式
- (26) 標準工具：1式
- (27) 三角停止板：1式
- (28) タイヤチェーン：シングル（スタッドレスタイヤサイズ対応）

2 水ポンプ装置

- (1) 水ポンプ（日本消防検定協会による受託評価の品質評価合格品）
性能：A-2級
型式：1段ポリユートポンプ
- (2) 水ポンプは、シャシエンジンのPTO（パワーテイクオフ）により駆動され、PTOの操作は運転席付近に設けられたスイッチにより行うものとする。
- (3) ポンプの材質は軽量化を考慮してアルミ製とし、インペラは強度等を考慮し青銅鋳物製とする。
- (4) キャビテーションを抑制するため、吸入口にインデューサーを設けること。
- (5) グランド部は、不凍液等を必要としない完全メンテナンスフリーメカニカルシールとする。
- (6) ギアケースに給油する必要がある場合は、ボディ側板に給油口を設けること。

3 真空ポンプ

- (1) 真空ポンプは、ピストン式の完全オイルレス構造とし、動力の接・断は電磁クラッチでスムーズな伝達が行えること。
- (2) 操作は押ボタン式スイッチによるものとし、揚水完了後は自動的に停止すること。
なお、非常用の別系統スイッチを右側に設けること。
- (3) 気水分離機を必要としない構造とし、給水配管内の空気を効果的に排出するため、エアチャンバ方式とする。
- (4) 真空性能は、吸管外端閉塞にて30秒以内に大気圧の84%とする。

4 冷却水装置

- (1) 補助クーラー等への配管は通常回路のほかに予備回路を設け、車体側面のコックで切り替えできること。
- (2) 通常及び予備ともにストレーナーを備え、ガラスボールにより状態確認ができ、取り外して清掃できること。

5 吸水口

吸水口は、消防呼称75mmボールコック（ストレーナー付）とし、車両両側に各1個設け、75mm×10mの吸管を常時接続する構造とし、レバーは左右とも前方向で開とすること。

吸口エルボはスーパースイング式とし、左右ポンプ室側板に、通水確認窓付のバイパス装置を設けること。

6 放水口

放水口は、消防呼称65mmボールコックとし、車両両側に各2個設けて、レバーは左右とも前方向で開とすること。

7 中継口

中継口は、消防呼称65mmボールコック（ストレーナー付）とし、車両両側に各1個設ける。なお、レバーは左右とも前方向で開とする。

8 不凍液注入口

水ポンプ及び止水弁の凍結を防止するため、不凍液を注入できること。

9 安全機能装置付ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は、操作員が容易に且つ安全にポンプ操作が行える様、次の機能を有するものとする。

- (1) 圧力計・連成計（リタード式）はステッピングモータを用いた電子式（透過光照明灯・ゲージ部作動確認ランプ付）とし、振動等でも針振れがない構造とする。
- (2) ポンプスロットルは電子式スロットルとし、左右どちらでも同方向に回転することによって、エンジン回転速度を上げ下げできるものとする。
- (3) 液晶ディスプレイは点検のため、起動用スイッチを個別に設け、PTOが非作動時でも表示できること。
- (4) ポンプスロットルは、誤作動を防止するための安全ロック機能を設ける。
- (5) 操作盤上に真空作動、停止ボタンを設け、操作性を考慮して照光スイッチを使用すること。
- (6) ポンプ操作盤液晶ディスプレイは、7インチ低反射型カラー液晶とし、各操作は液晶両側面に一体となったパネルスイッチを設けて、操作が容易に行える構造とすること。また昼夜とも認識し易いよう、自動調光機能を備えること。
- (7) ポンプ操作盤液晶ディスプレイの詳細は以下のとおりとする。
 - ア 取扱表示（機器取扱・点検整備・故障対策等をPDF表示ができること。）
 - イ モニター表示（警告モニタとして警告表示ができ、警報が鳴るようにすること。また、各ボールコックの開閉状況、揚水・放水の状況、ポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計を各々デジタル数値によりモニター表示できること。）
 - ウ 流水表示
 - エ 流量・積算表示（各吐出口の流量は、流量範囲によって表示色が変化し、絵柄等にて何名で持てるか分かるようにもすること。流量・積算量をデジタル表示できること。）
 - オ ディスプレイ内の各表示切替は、液晶パネル両側面のパネルスイッチにより行えるものとする。また手袋装着時でも確実に操作が行えること。

カ 運転条件の確認や安全機能作動時については、液晶パネルに種類によって色を分けて表示を行うものとし、刑法の内容の説明や対処法等も併せてテキスト表示されること。

(1) 非常時における真空形成装置およびスロットル操作は、ポンプ室右側に設けられた別回路の手動操作装置にて行えるものとする。

(2) ポンプ操作装置には、隊員の安全を確保するため、次の安全機能を設ける。

ア スロットル固定機能

不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能を設ける。固定した場合でも安全方向（スロットルダウン）には操作出来るものとする。

イ ホース耐圧警報機能

放水配管の圧力がホースの耐圧を超えると警報音と共に液晶ディスプレイに警告を表示し、圧力がホース耐圧以下となるよう自動で回転を下げるものとする。制御のON/OFF及びホースの耐圧設定が行えること。

ウ 上限圧力設定機能

ポンプ上限圧力値を任意に設定し、設定圧以上にポンプ圧が上がらないためのポンプ圧上限設定機能を設けること。

エ 低圧中継警報

中継水量が不足している時、警報音と共に液晶ディスプレイ内に低圧中継警告表示が点滅し、その説明と対処法が表示されること。(ON/OFF機能付き)。

オ スロットルインターロック

PTOがつながっていない場合は、全てのスロットルダイヤルを操作してもエンジン回転操作が出来ないスロットルインターロック機能を設け、スロットルの開度表示もPTOが入っている時のみ変化すること。

カ 緊急減圧機能

左右操作盤にボタン式の緊急減圧スイッチを設けて、ボタン作動時は即座にエンジン回転をアイドルまたは安全な回転数まで下げ、水吐出圧力を減圧する構造とする。なお、通常の放水終了時にも使用出来る様、減圧後はスロットル操作すればすぐにスロットルアップできる構造とすること。

キ ダイアグ機能

不具合が発生した場合に、原因の特定を容易にするため、ダイアグ機能を設けて、液晶ディスプレイ内で確認できること。

ク 真空テスト機能

点検を容易にするため、真空テスト機能を設け、エンジンをOFFにしなくても、PTOのOFFのみで漏気チェックが可能なこと。真空ポンプ駆動後、所定の真空度まで下がれば「OK」と表示し、30秒経過後も規定値まで下がらなければ「NG」と表示すること。また、真空テスト完了後、30秒間に規定値以上の漏れがなければ「OK」と表示し、漏れがあればNGと表示すること。

ケ 落水警報装置

揚水待機時の想定外の落水を防止するために、揚水完了後又はポンプ作動後、1分程度落水状態が続くと警報を表示すること。

コ 強制真空作動機能

配管内の空気溜まりの排出が必要な場合、揚水状態でも真空作動ボタンを押している間だけ真空形成が可能なこと。

10 完成車諸元

- (1) 全 長：5,500mm 以下
- (2) 全 幅：1,850mm 以下
- (3) 全 高：2,400mm 以下
- (4) 車両総重量：3.5 t 未満（普通免許対応）

11 キャビンの構造

- (1) キャビンはダブルキャブオーバー型とし、乗車定員は6名を確保すること。
- (2) 乗降用の手摺をキャビンの各扉両側面に設けること。
- (3) 乗車人員の走行時における安全に必要な握り棒、手摺及び安全帯を設けること。
- (4) 前席と後席の間に手摺を設け、フックを4個設けること。
- (5) 地図等を収納するボックス（A3サイズオプション）をキャブ内中央手摺に1個設けること。
- (6) 消防団マークを車両前面中央に取り付けること。
- (7) キャビン左右下部の乗降ステップはアルミ縞板張り幅広ステップとし、端部折り曲げ加工を施し、左右キャビン下前輪後部とポンプ室前との分割式ステップとすること。

12 車両の構造

- (1) 艀装は総合的な重量軽減、車両重量のバランスを考慮して製作すること。
- (2) 車両の重要な点検箇所および主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためスペースを確保すると共に、必要箇所には点検口または点検扉を設ける。
- (3) 車両側板端部は人が触れても危険のない構造とし、各ステップはアルミ縞板にて端部を折り曲げ加工した構造とする。また、車体天井はアルミ縞板張りとする。
- (4) ポンプ室側板は開放式とし、点検手入れが容易に行える構造とする。
- (5) ポンプ室上部左右は跳ね上げ式の扉付き収納室とし、間口部には上下可動式1段手摺、中央部には取り外し式1段または2段パイプを設けて、ホースなどを収納できる構造とする。
- (6) 車両後面にはアルミバーシャッター式の器具収納室を設け、内部は1段の可動式の棚で仕切ること。間口には落下防止用の可動式1段手摺を設けること。
- (7) 車体後面左側に展開式の昇降用モデムプルステップを設けること。
- (8) 車体天井部の左右に、アルミ製のアオリを設けること。
- (9) 車体天井部には、濡れホース収納用の2段手摺（内寸：約1,200mm×約350mm）を設けること。
- (10) リアフェンダーは丸型とし、上部にアルミ小筋板を取付けること。
- (11) 燃料タンク60Lとし、シャシ固有の位置に設けること。
- (12) 牽引フックを車両前後（扉なし）に設けること。
- (13) 車体天井右側に、はしご積載装置を設けること。
- (14) 車両後方左右側面に、10m吸管を常時取り付けできること。
- (15) 管そうは右側吸管巻上部と、後部左側リアステップ上付近に取り付けること。また消防操法用に後部右側に、管そう取り付け金具を取り付けられるようにすること。
- (16) とび口は、左側面吸管上部に2本上取り式にて取り付けること。さらに斜め下取り用のキャッチを取り付けること。
- (17) ホース背負器、スタンドパイプ、分岐管を車両側面に取り付けること。
- (18) 車両後部に加納式ホースカー（鉄製）を取り付けること。ホースは6本まで収納可

能なこととし、車輪は折り畳み式とすること。

- (19) 昇降用ステップおよび各種積載品脱着時に、塗装の剥がれる恐れのある箇所には保護用のアルミ板を取り付けること。
- (20) ポンプ室上部の跳ね上げ式ボックス内床面には、樹脂製スノコ板を敷くこと。
- (21) 各ボックス内は、隙間より水が抜ける構造とすること。
- (22) 各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称および操作方法等を明記すること。
- (23) ナンバープレートは、ボディ後面右上部に取り付けとすること。

13 電装品

- (1) キャビン天井に、赤色警光灯を取り付けること。
- (2) 標識灯は赤色警光灯に内蔵させ、作動方法はスモールランプと連動すること。
- (3) 艀装用のメインスイッチを設け、作動方法はキーONとすること。
- (4) 電子サイレン用スピーカーは、赤色警光灯内蔵とすること。
- (5) 車体前面、側面アオリ部、後面左右に赤色点滅灯を取り付けること。
- (6) キャビン内のダッシュパネルに、10連スイッチボックスを取付けること。
- (7) キャビン内の照明灯は、シャシ標準品とすること。
- (8) キャビン内助手席付近および後部座席左右センターピラーに、マップランプを設けること。
- (9) 電子サイレンアンプを、ダッシュパネル内に取り付けること。
- (10) サーチライトは車体前方右側上部、車体後方左側上部に各1個取付けること。スイッチは本体付近に取付けること。
- (11) ポンプ装置操作付近に、作業灯を左右各1個取り付けること。
- (12) 車体天井部側面のアオリに、赤色点滅灯、LED式作業灯を取り付けること。
- (13) シャッターボックス内、ポンプ室内、それぞれにLED式室内灯を取り付けること。
- (14) LED式路肩灯を後輪前方左右に各1個設けること。スイッチはスモールランプと連動すること。
- (15) LED式（黄色）車幅灯を、車両後端左右に各1個を設けること。スイッチはスモールランプと連動すること。
- (16) バックアイカメラを車体後面に設け、モニタはキャビンのバックミラー部に設けること。モニタにはバックギアと連動した映像も映ること。
- (17) キャビン内の後部座席下部にバッテリー管理器を設けること。外部からの電源供給用コンセントは右側ポンプ室付近に設け、車体への接続は丸型マグネット式コードとすること。
- (18) 艀装関係のヒューズは、ブレード型とする。
- (19) AM/FMラジオ付きCDデッキは、MP3再生機能付、リピート機能付とし、広報活動に使用できるよう、カーステレオ車内/車外切替ボックスを介して電子サイレンアンプに接続すること。

14 消防専用電話装置

デジタル消防専用電話装置については、受令機本体を現有車両より取り外して、運転席及び助手席から操作が容易な位置に取り付けること。電源配線、アンテナおよびアンテナ配線、スピーカー2箇所は新設することとし、電源の取り出しは、シャシのキーONスイッチ連動とすること。なお、取り付け位置等の詳細にはあつては別途指示する。

15 塗装および記入文字

- (1) 車両鋼材部分の下地塗装は充分錆落としの上、防錆性能が高く長期にわたり錆の発生を防ぐエポキシプライマーを使用し、パテ、サフェーサを施工後、充分乾燥させ塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない環境を考慮したハイソリッドウレタン赤色塗料により3回以上の塗装を行うこと。
- (2) アルミ縞板使用部は、無塗装とすること。
- (3) バックミラー裏面及びステータは、シャシ固有とする。
- (4) シャッターは、赤色塗装とすること。
- (5) ドア厚み部はシャシ固有とし、ウェザーストリップまでは赤色塗装とする。
- (6) バンパー塗装は、赤色塗装とすること。
- (7) 車両下回りは、黒色塗装とすること。
- (8) 各吸水、中継、吐水配管は、長期の防錆対策としてカチオン電着塗装を行い表面は赤色塗装とする。
- (9) ボールロックは、赤色塗装とすること。
- (10) ボックス内塗装色は、赤色塗装とすること。
- (11) 車両の左右ドアには白丸ゴシック体で「大津市消防団」、標識灯には黒丸ゴシック体で指定する分団名を記入すること。

16 取付品及び取付装置

(1) 取付品及び取付装置

品名	規格等	数量
ポンプ圧力計（リタード式）	電子式 45度張出式	2
ポンプ連成計（リタード式）	電子式 45度張出式	2
真空・揚水表示盤	右計器盤に1個	1
流量計	デジタル式	1
積算流量計	デジタル式	1
ポンプ回転計	デジタル式	1
ポンプ使用時間計	デジタル式	1
エンジン回転計		1
エンジン油温計		1
電子サイレンアンプ	TSK-D251（大阪サイレン製・専用マイク付）	1
車内外切替ボックス	CS-41A（大阪サイレン製）	
赤色警光灯	NP-ML-VK2-A3（大阪サイレン製）	1
赤色点滅灯（前面）	アオリ LFA-200（大阪サイレン製）	
〃（側面）	アオリ LFA-200（大阪サイレン製）	4
〃（後面）	後部 LFA-200（大阪サイレン製）	2
標識灯	赤色警光灯内蔵 分団名記入文字あり	1
作業灯	アオリ LED式	2
照明灯	左前部・後部 LWLR-1224W1	2
オーディオ	AM/FMラジオ付きCDデッキ	1
ドライブレコーダー	前方向・200万画素・HDR	1
後退警報装置	音声合成警報（夜間減音機能付）	1
団マーク	樹脂製 前部取付	1

路肩灯		2
泥除けゴム		4
サイドバイザー		4
バッテリー管理器	丸形・マグネット式コード10m	1

(2) 積載品及び付属品

品名	規格等	数量
吸管	75mm×10m 軽量型金具付	2
吸口エルボ	AS-75SW・90	2
吸口ストレナ		2
吸管ストレナ		2
吸管ちりよけ籠		2
吸管枕木	ゴム製	2
吸管ロープ	10mm×15m	2
消火栓金具	PR-75 ロープ引上式・吸管離脱器	1
中継口用媒介金具	65メスネジ×65差込メス	2
丸型消火栓開閉金具	28型キーハンドル	1
消火栓開閉金具	長さ800mm×持手300mm	1
吸管スパナ		2
管そう	PP-65・EXS・L	3
ストレートノズル	20・23・26mm	各1
ヴァリアブルノズル	NV-65BX	4
スバル放口媒介金具	ANS-65	2
放口媒介金具	65メスネジ×65差込オス	4
とび口	1.5m以上	2
金てこ		1
剣先スコップ		1
はしご	K-1二つ折り(3.6m、赤色)	1
車輪止	ゴム製	2
スペアタイヤ	ホイール付スタッドレスタイヤ	1
消火器	自動車用ABC粉末20型	1
ホース	65mm×20m 使用圧1.6Mpa	10
分岐管	WB-65・65	1
ホースブリッジ	スーパーL型	1
スタンドパイプ	PS-65S	1
牽引ワイヤー	10mm×5m	1
ホースカー	車輪折りたたみ式 カバー付	1
水損防止シート		1
媒介金具	65差込オス・差込オス	1
媒介金具	65差込メス・差込メス	1
ホース背負器	2本用 カバー付 車体取付	1
タイヤチェーン	シングルタイプ	1
手旗	赤・白	各1
三角停止板		1
車両工具	ドライバー(+・-)・モンキー(30mm)・ プライヤー・スパナ8mm×10mm・ 12mm×14mm・14mm×17mm	各1

強カライト	L E D、単一形電池 4 本式、防滴仕様	2
誘導灯	L E D	2
拡声器	防水メガホン TD-503R ストラップ付	3
投光器	Right Rescue トランスフォーマー (RR-TF-LED)	1
背負い式消火水のう	ファイヤーハンター (FH-01) またはジェットシューターEV	5
特定小電力トランシーバー	D J - P V 1 D (スピーカーマイク式)	6
マグネットシート	白地A 4サイズ、黒文字 1 2 cm 角、丸ゴシック「訓練」	2